

短期専門家による調査 その1 労働分野

3月11日に発生した東日本巨大地震で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、大勢の被災者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。また昼夜分かたず現場で救援に当たっていらっしゃる方々に敬意を表します。こちらでは、プロジェクトのカウンターパートの社会開発人間安全保障省社会開発福祉局人身取引対策部の方々をはじめとする多くの人から、日本国民に対する心のこもったお見舞いをいただいております。その折、かつて日本に助けられたので今度はお返ししたいと言われることも少なくなく、国際協力の重要を痛感しております。当プロジェクトは、3月17日で正式発足後2周年を迎えます。カウンターパートとの協働の結果、これまでの2年間順調に進展してきていることをご報告できるのはうれしいことです。



さて、プロジェクトではさまざまな分野の専門家に、短期専門家としてご来タイいた

だきご協力いただいております。さる、2月20日から3月12日までの3週間、労働分野の人身取引被害者保護に関する調査のために、アジア経済研究所の山田美和さんにご来タイいただきました。

人身取引にはさまざまな形態がありますが、労働搾取などの被害者を人身取引被害者として保護するようになった歴史は比較的新しく、2008年の人身取引対策法以降本格化したと言っても過言ではありません。これまでも労働省とも協力しながらMDTとして労働分野の被害者保護に取り組んできましたが、まだ経験が十分とは言えません。特に、被害者の救出、認定など、入口での課題も少なくありません。そこで、さらなる労働分野の被害者保護強化のための示唆を得る必要があり、今回山

田専門家に、今後のMDTの活動における留意点、プロジェクトの活動に参考となる情報の調査・分析、改善策の提案をお願いしたものです。実質的な調査期間はわずか2週間という短期間にもかかわらず、山田専門家はご経験やネットワークを生かして、関係者を精力的に訪問し、大きな成果を挙げてくださいました。

たとえば、労働搾取型の人身取引が多く見られる漁業、水産加工業、製造業では、斡旋業者が労働者を派遣しており、雇用者の取り締まりだけでは難しいとの実態が報告されました。また、最も困難な被害者の認定に当たり、労働搾取の状況を証拠立てるためには、当該労働者自身が被害者として認定されることを希望しないことさえありますので、被害者からの丹念な聞き取りが必要です。労働分野の被害に関する知識向上研修に当たっては、労働監督官などを講師にすることも効果があるのではとのことでした。また、労働監督官は令状なしで立ち入りできますのでより積極的役割が期待されます。労働監督官の人身取引に関する知識の強化は大切です。また、既存の被害者認定質問項目では労働分野の被害者や債務労働者の把握が十分できないのではとのご指摘もありました。これらのご指摘を今後のプロジェクトの研修などに生かして行きたいと思っております。

最後に山田専門家が指摘されたことは、タイにおける労働分野の人身取引対策と日本との連携です。タイに生産拠点や輸入拠点をおく日系企業にとっても人身取引防止は重要ですし、日本での被害者保護の取組みとも連携すべきとのご提言に、大きな宿題をいただいた思いがしました。